

住宅用家屋証明書の添付書類

令和4年4月1日以降分

添付書類	租税特別措置法施行令	
	(ロ) 第42条第1項 建築後使用されたことのあるもの	
	(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた 家屋で宅地建物取引業者から取得したもの (平成26年4月1日新設)	(b) (a) 以外
登記事項証明書 ※1	○	○
売買契約書 または 売渡証書 または 登記原因証明情報	○	○
耐震基準適合証明書 または 住宅性能評価書の写し または 既存住宅売買瑕疵担保責任保険の 保険付保証明書の写し	○ (昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合)	○ (昭和56年12月31日以前に 建築された家屋の場合)
増改築等工事証明書	○	
既存住宅売買瑕疵担保責任保険の 保険付保証明書の写し	○ (給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事で、 工事費が50万円を超える場合)	

※1 登記事項証明書のうち、インターネット登記情報提供サービスにより取得したものは、照会番号及び発行年月日が記載されたものに限りです。

★ 面積要件 : 床面積は50㎡以上で、事務所・店舗等との併用住宅の場合は90%を超える部分が居宅であること。

★ 申請家屋の所在する場所に居住していない場合は別紙をご覧ください。